

入札保証金について

入札保証金については、勝山市契約事務規則（平成 24 年勝山市規則第 40 号）の規定に基づき取り扱うものとする。

- 1 入札保証金は、見積金額の 100 分の 5 以上の金額を納付すること。入札保証金の計算額に千円に満たない端数があるときは千円を切り上げて納めること。

注： 見積金額とは、見積もった契約希望金額（入札書記載金額＋消費税および地方消費税）のことであり、入札書記載金額ではないことに注意すること。

- 2 入札者で落札しなかった者の入札保証金は、落札決定後直ちに還付し、落札者の入札保証金は、契約締結後に還付する。

3 入札保証金の免除

次に掲げる場合においては、入札保証金を免除する。

（1）損害保険会社との間に、勝山市を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提供したとき。

（2）共同企業体の代表者が、勝山市内に建設業法第 3 条第 1 項の本店を有している者の場合

（3）契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。（具体的には、市長が行う資格審査により競争入札参加資格を有すると決定された者で下記に該当しない場合をいう。）

ア 国、地方公共団体、その他公共団体（公団及び県の公社をいう。）発注の建設工事等の入札に関し、過去 2 年間のうちに、落札者となりながら契約を締結しなかった者

イ 国、地方公共団体、その他公共団体（公団及び県の公社をいう。）発注の建設工事等の契約に関し、過去 2 年間のうちに、契約を締結しながら契約を履行しなかった者

ウ ア、イ以外に特段の事情があり、契約しないまたは契約を履行しないおそれがあると認められる者

4 免除要件と確認方法および確認時期

別紙「入札保証金免除申請書」及び添付書類を、令和 7 年 7 月 2 日（水）午後 5 時までに財政課契約検査係へ提出すること。

注：保証される金額は、（見積もった契約希望金額（入札書に記載しようとする金額＋消費税および地方消費税）×5/100）以上の定額とし、入札保証金の計算額に千円に満たない端数があるときは千円に切り上げること。証券発行までには相当時間を要すると考えられるので注意すること。

5 その他

4 によりがたい場合および他の納付方法を希望する場合は、令和 7 年 7 月 2 日（水）午後 5 時までに財政課契約検査係（Tel 0 7 7 9 - 8 8 - 8 1 3 0）に連絡すること。